表備考ニ中「第七号」を「第九号」に改め、同表備考チ中「第九号」を「第十一号」に改め、同表備考リ中「第十号」を「第十二号」に改め、同表備考ル中「第七十一条の十八第十一号」を「第七十一条の十八第十三号」に改め、同表備考ルを同表備考ワとし、同表備考ヌ中「第七十一条の十八第八号」を「第七十一条の十八第十号」に改め、同表備考ヌを同表備考ヲとし、同表備考リの次に次のように加える。

ヌ　「地震等限定てん補方式」とは、規則第七十一条の十八第七号（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当する特約に係るてん補方式をいう。

ル　「地震等比例てん補付約定限度内てん補方式」とは、規則第七十一条の十八第八号（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当する特約に係るてん補方式をいう。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約に係る再共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百二十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の五第二項の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十六号（漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第一号から第五号までに掲げる漁業についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

表を次のように改める。

区　分	割　合
令第二十二条の六第一項第一号に掲げる漁業	百分の百十六
令第二十二条の六第一項第二号に掲げる漁業	百分の百十二
令第二十二条の六第一項第三号に掲げる漁業	百分の百十一
令第二十二条の六第一項第四号に掲げる漁業	百分の百六
令第二十二条の六第一項第五号に掲げる漁業	百分の百九

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百二十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の五第二項の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十七号（漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第六号及び第七号に掲げる養殖業についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

表を次のように改める。

区　分	割　合
令第二十二条の六第一項第六号に掲げる養殖業	百分の百十
令第二十二条の六第一項第七号に掲げる養殖業	百分の百十三
令第二十二条の六第二項の規定による漁業災害補償法第百二十三条第二項ただし書（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の特約に係る部分	百分の百二十

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百二十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の五第二項の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十八号（漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第八号から第十号までに掲げる特定養殖業についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

表中「百分の百十四」を「百分の百十三」に、「百分の百十六」を「百分の百十九」に、「百分の百十八」を「百分の百十七」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百二十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の五第二項の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十九号（漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

本則中「百分の百二十」を「百分の百十一」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約については、なお従前の例による。